

通報連絡及び公表基準に基づく公表事項（内容については別添参照）

（１）令和３年度

区分	発生日	号機	件名
区分Ⅱ	令和3年 12月3日	3号機	泊発電所3号機における傷病者発生について
区分Ⅳ	令和4年 3月2日	3号機	泊発電所3号機Aー非常用ディーゼル発電機過給機タービン入口ケースの傷について

※区分Ⅱ①ー1は、速やかに公表。

※区分Ⅳは、1ヶ月分を翌月10日までに公表。

（注）区分Ⅳ②は、翌営業日までに公表。

（２）令和４年度

区分	発生日	号機	件名
区分Ⅳ	令和4年 5月18日	—	令和３年度第４四半期原子力規制検査結果について （泊発電所 代替緊急時対策所非常用循環フィルタユニットの点検不備）

※区分Ⅳは、1ヶ月分を翌月10日までに公表。

（注）区分Ⅳ②は、翌営業日までに公表。

## 通報連絡及び公表基準に基づく公表事項の内容

## (1) 令和3年度

区分	発生日	号機	内 容
区分Ⅱ	令和3年 12月3日	3号機	<p>・泊発電所3号機における傷病者発生について</p> <p>令和3年12月3日(金)14時36分、泊発電所3号機タービン建屋1階(非管理区域)で、弁の分解点検作業中にグレーチング※を取り外す際、協力会社作業員1名が転倒し負傷した。</p> <p>その後、体調不良を訴えたことから、14時54分、救急車を要請し倶知安厚生病院へ搬送された。</p> <p>病院における診断の結果、左肘の裂傷、腰部および左膝の打撲と診断された。</p> <p>※グレーチング 発電所の歩行通路の床面などに使用されている格子状の金属部材</p>
区分Ⅳ	令和4年 3月2日	3号機	<p>・泊発電所3号機A-非常用ディーゼル発電機過給機タービン入口ケースの傷について</p> <p>定期検査中の泊発電所3号機に設置しているA-非常用ディーゼル発電機について、分解点検を実施していたところ、2022年3月2日、過給機※<sup>1</sup>のタービン入口ケース※<sup>2</sup>に傷があることを確認した。</p> <p>泊発電所3号機は、当該発電機以外に設置されているB-非常用ディーゼル発電機に加え、代替非常用発電機または他号炉の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることから、保安規定の要求事項を満たしており、必要とされる安全機能および発電所の運営に影響はない。</p> <p>なお、環境への放射能の影響はない。</p> <p>事象確認後、A-非常用ディーゼル発電機において傷が確認された過給機タービン入口ケースの交換を、3月15日に実施した。</p> <p>その後、各種点検を進め、3月25日の試運転により当該発電機が正常に動作することを確認し、復旧した。</p> <p>※1 過給機は、エンジンの排気ガスのエネルギーを利用し、タービンを回すことにより燃焼用空気を圧縮してエンジンに供給する装置(ターボチャージャー)</p> <p>※2 タービン入口ケースは、過給機のタービンを回転させるために、エンジンの排気ガスをタービンに導くための流路を形成する部材</p>

※区分Ⅱ①-1は、速やかに公表。

※区分Ⅳは、1ヶ月分を翌月10日までに公表。

(注) 区分Ⅳ②は、翌営業日までに公表。

(2) 令和4年度

区分	発生日	号機	内 容
区分Ⅳ	令和4年 5月18日	—	<p>・ 令和3年度第4四半期原子力規制検査結果について（泊発電所 代替緊急時対策所非常用循環フィルタユニットの点検不備）</p> <p>1. 原子力規制検査結果の概要  2022年5月18日の原子力規制委員会において、令和3年度（第4四半期）原子力規制検査<sup>※1</sup>結果が原子力規制庁より報告され、その後、原子力規制委員会より、令和3年度（第4四半期）原子力規制検査結果が事業者へ通知された。</p> <p>その結果、以下の内容が「安全重要度評価：緑<sup>※2</sup>/深刻度レベル評価：S L I V（通知なし）<sup>※3</sup>」と判断された。</p> <p>2. 指摘事項の内容  泊発電所代替緊急時対策所<sup>※4</sup>の換気設備の一部である非常用循環フィルタユニットについては、3号機の第8回工事計画認可申請書に記載し、同申請書が認可された2006年4月28日以降は、泊発電所原子炉施設保安規定第118条（施設管理計画）の「6. 保全計画の策定」に基づき、設備の点検計画を策定し、必要な機能が維持できるように管理を行うことが必要であった。</p> <p>しかしながら、フィルタユニット内に組み込まれているよう素フィルタ<sup>※5</sup>の定期的な交換および性能検査の計画が策定されず、その結果、当該よう素フィルタの性能検査を実施していなかった。</p> <p>このことは、泊発電所原子炉施設保安規定第118条（施設管理計画）の「6. 保全計画の策定」を満足していないことからパフォーマンス劣化、検査指摘事項に該当し、「安全重要度評価：緑/深刻度レベル評価：S L I V（通知なし）」と判断された。</p> <p>3. 当社の対応について  当社は、当該よう素フィルタについて、性能を確認済の新品に既に交換を行っているとともに、よう素フィルタの交換および性能検査の点検計画を策定した。</p> <p>今後は、点検計画に基づくよう素フィルタの性能検査を実施していく。</p> <p>※1 原子力規制検査  原子力規制庁の検査官が事業者の保安活動全般を対象に、必要とする情報や場所に常時自由にアクセスできる環境下で監視・監督するもの。</p> <p>※2 安全重要度評価「緑」  「安全重要度」は、原子力施設の安全確保に対する劣化程度の高い方から「赤」「黄」「白」「緑」の順に区分される。安全重要度「緑」は、安全確保の機能または性能への影響があるが、限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準であるものに適用される。</p>

区分	発生日	号機	内 容
			<p>※3 深刻度レベル評価「SLIV」(SL: Severity Level)  「深刻度レベル」は、検査指摘事項等の深刻度に応じて「SLⅠ」「SLⅡ」「SLⅢ」「SLⅣ」の順に区分される。深刻度「SLⅣ」は、原子力安全上または核物質防護上の影響が限定的であるもの、またはそうした状況になり得たものに適用される。「通知なし」は、原子力規制庁による規制対応措置が不要であると判定されたもの。</p> <p>※4 代替緊急時対策所  泊発電所で重大事故等が起こっても円滑に対処できるよう高台に設置した緊急時対策所が使用できない場合に備えた代替の施設。</p> <p>※5 よう素フィルタ  放射性よう素を吸着するためのフィルタ。</p>

※区分Ⅳは、1ヶ月分を翌月10日までに公表。

(注) 区分Ⅳ②は、翌営業日までに公表。

以 上